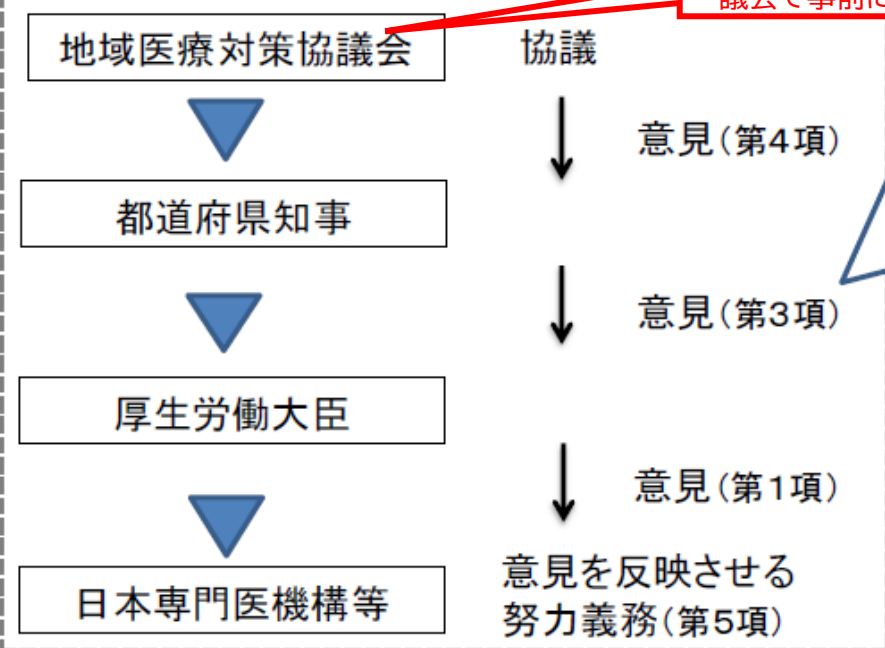


医師法第16条の10に基づく 国への意見提出について

医師法16条の10

本県では専門研修協議会で事前に協議



医師法第16条の10 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき(当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。)は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

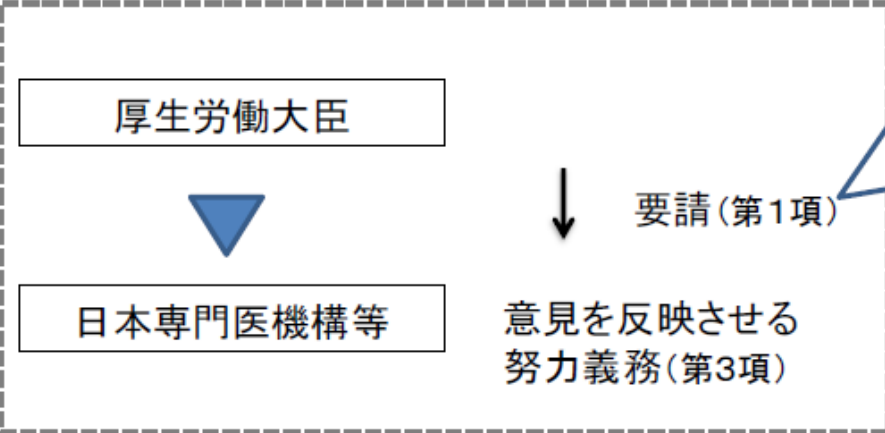
2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

医師法16条の11



医師法第16条の11 厚生労働大臣は、医師が、長時間にわたる労働により健康を損なうことなく、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請することができる。

2 (略)

3 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により、厚生労働大臣から研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請されたときは、当該要請に応じるよう努めなければならない。

【今回協議】医師法第16条の10に基づく国への意見提出について

医師法第16条の10

日本専門医機構が審査した医師の研修計画(=専門医制度に基づく来年度開始の専門研修プログラム)について、県は地域の医療提供体制に与える影響という観点で地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、国へ意見を提出

専門研修に関する協議について(R5.7.20付け厚労省より意見照会)(参考資料1参照)

【意見事項①】 令和6年度専攻医募集におけるシーリング案に関すること。

【意見事項②】 令和7年度以降に向けて検討中の子育て支援加算に関すること。

【確認事項①】プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が県の偏在対策に配慮されたものであるか。

【確認事項②】地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムとなっているか。

【確認事項③】内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、複数の基幹施設が置かれているか。

【確認事項④】診療科別の定員配置が県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっているか。

資料
2

資料
4

確認・協議していただきたい事項(本県では、事前に専門研修協議会において確認・協議を行う。)

●【確認事項①～④】について、県だけでなく専門研修協議会においても確認

● 国への申し出が求められている【意見事項①②】について、協議会において意見案(たたき台)を協議

● 国への申し出は、【意見事項①②】に限られていないため、その他の意見案(制度に関する要望等)についても協議

資料
5

地域医療対策協議会において確認・協議

令和6年度研修開始の専攻医募集等のスケジュール

「令和5年度 第1回 医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会」資料抜粋(厚生労働省) 赤字は実際のスケジュール状況

